

「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」の概要

- 1 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項 [本則第8項1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと※本県出身の大学生・社会人は「ふるさと」登録を長崎県にすれば本県から出場できる。
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校・中学校または高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特定措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」（都道府県）は、変更できないものとする。また、登録済みの者が2回目以降出場しようとする場合は、「ふるさと選手制度使用申請書（様式3-B）」を毎回提出しなければならない。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

「国内移動選手の制限」

前回の大会(都道府県予選を含む)に選手・監督で参加した者が、異なる都道府県から出場する場合については、以下の場合を除き以後2大会以上出場しないことが条件となる。

- (ア) 成年種別：①高校・大学新卒業者 ②結婚または離婚に係る者 ③ふるさと選手
- (イ) 少年種別：①中学新卒業者 ②結婚または離婚に係る者 ③一家転住に係る者 ④JOCエリートアカデミーに在籍する者

- ※①「ふるさと」から出場する場合は「国内移動選手の制限」に関わらず、前年もしくは前々年と異なる都道府県から出場することができる。
- ②「ふるさと」から2年以上連続して出場した場合は、翌年もしくは翌々年でも「居住地」か「勤務地」から出場することができる。
- 6 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。回数のカウントは1回目活用後、居住地又は勤務地で出場した場合は2回目活用となる。1回目以降に大会（予選会を含む）に参加していない場合はカウントせず1回目の継続となる。
- ※①「ふるさと」を登録した時点で1回目の活用とみなす。
- ②「ふるさと」から2年以上連続して参加できない場合でも「ふるさと」の都道府県スポーツ協会会長が認めた場合はこの限りではない。
- ただし、2回出場（予選会を含む）するまでは「ふるさと」以外の都道府県からは出場できない。
- ③上記②の特例として、新卒者や離婚結婚に係る者の場合は、2年連続して出場していない場合でも「ふるさと」以外の都道府県から出場できる。
- ただし、この場合は「ふるさと選手制度」を1回利用したものと見なす。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締切り期日までに、(公財)日本スポーツ協会宛に提出する。
 - 8 本制度の登録者から得た個人に関する情報は、別に定める使用目的には使用しない。

国民スポーツ大会「ふるさと選手」の登録要領

(1) 対象者（以下の3つの条件を全て満たす者）

- ①「長崎県」を「ふるさと」として登録することを本人が希望している者。
- ②出場しようとする国スポの開催年度の4月1日現在、満18歳以上の者。
- ③長崎県内の小学校・中学校または高等学校を卒業した者。

(2) 登録の方法

<初めて登録する者の場合>

- (1) 競技団体は次の書類①～④を本人に届ける。
 - ①「制度の概要」
 - ②「登録要領」
 - ③「ふるさと登録届（様式3-A）」
 - ④「ふるさと選手登録に係る承諾書（様式4）」
（様式は長崎県スポーツ協会ホームページからダウンロードして下さい）
⇒本県テニス協会ホームページからダウンロード可
- (2) 競技団体は、①・②をもとに本人へ十分な説明を行った後、登録の意志を確認し了解を得て③・④を本人から受理をする。
- (3) 競技団体は③・④のコピーをとり、控えとして保管する。
- (4) 競技団体は、別紙かがみ（様式1）に⑤「ふるさと登録選手一覧（様式2）」と③、④の原本を添付し、県内予選会の1週間前までに長崎県スポーツ協会へ提出する。

<2回目以降登録する場合>

- (1) 競技団体は次の書類①・②を本人に届ける。
 - ①「ふるさと選手制度使用申請届（様式3-B）」
 - ②「ふるさと選手登録に係る承諾書（様式4）」
（様式は長崎県スポーツ協会ホームページからダウンロードして下さい）
- (2) 競技団体は①・②を本人から受理をする。
- (3) 競技団体は①・②のコピーをとり、控えとして保管する。
- (4) 競技団体は、別紙かがみ（様式1）に⑤「ふるさと登録選手一覧（様式2）」と①、②の原本を添付し、県内予選会の1週間前までに長崎県スポーツ協会へ提出する。

- ① 長崎県スポーツ協会は、国民スポーツ大会九州ブロック大会の参加申込に合わせ、本県から出場する「ふるさと選手」一覧をブロック大会開催県実行委員会へ提出する。
- ② 長崎県スポーツ協会は、国民スポーツ大会本大会の参加申込に合わせ、本県から出場する「ふるさと選手」一覧を日本スポーツ協会へ提出する。
- ③ 長崎県スポーツ協会は、「ふるさと登録届（様式3-A）」・「ふるさと選手制度使用申請届（様式3-B）」・「ふるさと選手登録に係る承諾書（様式4）」の原本を保管し、本県の「ふるさと登録者一覧」を作成管理する。